

保険外負担の一覧表

○県立病院料金等規程

令和 7 年10月現在

区 分			単位	金額	備考
1 病室使用料	特別室A（個室：2床） バス、トイレ、冷蔵庫等		1人1日につき 分娩（べん）等のために入院する者 その他の者	18,546円 20,400円	「分娩（べん）等のために入院する者」とは、消費税法（昭和63年法律108号）別表第1号8号に規程する医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）を受ける者をいう。
	特別室B（個室：31床） シャワー、トイレ、洗面台等		1人1日につき 分娩（べん）等のために入院する者 その他の者	6,273円 6,900円	
	特別室C（個室：33床） トイレ、洗面台等		1人1日につき 分娩（べん）等のために入院する者 その他の者	6,000円 6,600円	
	特別室D（個室：25床） 洗面台等		1人1日につき 分娩（べん）等のために入院する者 その他の者	4,455円 4,900円	
2 非紹介患者初診加算料			1件につき 医師による場合 歯科医師による場合 分娩（べん）等に係る場合	7,700円 5,500円 7,000円	「分娩（べん）等に係る場合」とは、助産に係る資産の譲渡等に該当する初診をいう。
3 再診加算料			1件につき 医師による場合 歯科医師による場合 分娩（べん）等に係る場合	3,300円 2,090円 3,000円	当院から他の医療機関に対して、紹介を行う旨の申し出を行ったにも係わらず、当院を受診された場合にかかります。
4 分娩（べん）料	診療時間内		1児につき	200,000円 100,000円	1 左記の上段の金額は、単胎分娩（べん）の場合及び多胎分娩の場合の1児目の分娩料とし、左記の下段の金額は、多胎分娩の場合の2児目以降の分娩とする。 2 在胎週数第22週未満の児の分娩の場合の分娩料は、左記の金額から3万円を減じた金額とする。 3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日（月曜日にあたる場合を除く。）、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいう。
	診療時間外	平日午前6時から午前8時30分まで及び午後5時15分（土曜日は、午前8時30分）から午後10時まで	同	220,000円 110,000円	
		平日の午前0時から午前6時まで及び午後10時から午後12時まで並びに休日	同	230,000円 115,000円	
	産科医療補償制度掛金				12,000円

5	文書作成手数料	死亡診断書	1通につき	4,125円	同一文書を同時に2通以上発行する場合の2通目以降の文書作成手数料は、1通につき上記金額の2分の1に相当する金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
		病歴書	同	2,750円	
		死体検案書	同	4,445円	
		障害診断書	同	4,445円	
		裁判関係診断書	同	5,500円	
		生命保険又は恩給診断書	同	5,500円	
		海外移住関係診断書	同	2,750円	
		交通事故診断書	同	5,500円	
		特定疾患診断書	同	4,445円	
		その他の診断書	同	2,750円	
		自動車損害賠償責任保険治療費明細書	同	4,445円	
		出生証明書	同	2,750円	
		意見書	同	4,445円	
		症状調査書	同	5,500円	
		その他の証明書	同	1,485円	
6	診察券再発行手数料		1件につき	105円	
7	エックス線フィルム複写手数料	半切	1枚につき	733円	
		大切	同	608円	
		大四切	同	471円	
		四切	同	367円	
		六切	同	242円	
		CD-R	同	550円	
		DVD-R	同	1,100円	
8	不妊症治療料	人工授精	1件につき 子宮内に精子を注入する場合	11,000円	
9	新生児介補料		1日につき	5,400円	
10	乳児介補料		1日につき	597円	
11	慢性維持透析患者食事料		1日につき	660円	
12	入院期間が180日を超えた日以後の入院加算料		保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じた点数に10円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。		
13	セカンドオピニオン料		1件につき	11,000円	
14	生命保険等に係る医師面談料		1件につき	5,500円	
15	長期収載品の処方等又は調剤に係る加算料		1件につき	厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第15号に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下「先発医薬品」という。）の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬算定方法の例により算定した点数に10円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） 加算料は、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第15号に掲げる選定療養の場合に限る。	

当院では、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は一切いたしません。

県立宮崎病院長